

## 政策評価の内容点検の結果

総務省は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第12条第2項において、「行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、（略）当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う」ものとされている。

この「政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価」の実施に至る一連の活動の一つとして、総務省では、毎年度、各行政機関が実施した政策評価について、評価の妥当性に疑問が生じた場合、評価の内容に踏み込んだ点検を行っている。

平成19年度の点検結果については、20年3月28日に関係行政機関に通知するとともに公表したところであるが、その時点では、評価の妥当性を確認するための事実関係の把握・整理が終了していなかった案件について、引き続き事実関係の把握・整理を進めた。

上記の取組の結果、今回、評価に関する事実関係が明らかにされた事例2件(注)は、以下のとおりである。

(注) 一つの事例が複数の「疑問の種類」に該当するものがあり、「疑問の種類」ごとにそれぞれカウントした場合の事例数は、延べ3件となる。

### 1 今回の内容点検の概要（総務省において生じた疑問の種類による分類）

#### （1）便益算定に用いられているデータ等の信頼性に疑義があるもの

##### **事例1** 国営かんがい排水事業（鳴瀬川地区（宮城県））〔農林水産省公共事業再評価〕

主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃用損失額の算定に当たり、事業計画策定時に個々の施設の完成年次が明確でないことを理由に、事業完了予定年次をもって廃用損失額を算定した場合において、再評価時にも個々の施設の整備の進ちょく状況を反映させた見直しを行わないとすると、結果として廃用損失額が過小に算定されることとなることから、再評価時においては個々の施設の整備の進ちょく状況を適切に反映させて廃用損失額を算定すべきではないか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本事業については、指摘を踏まえ、個々の施設の整備の進ちょく状況を反映し、施設ごとに完成年次を設定して廃用損失額を算定した場合、費用便益比は再評価時点の1.08から下がるものの、1を超えていることが確認された。</li></ul>

<今後の課題>

今後、同様の状況が生じ得る事業については、費用便益比に与える影響を勘案し、必要な確認を行うことが求められる。

<農林水産省の見解>

再評価時の効果算定においては、事業計画策定時に比べ分析に係るコストと時間が限られることから、費用対効果の算定に際して、基礎となる要因について現行事業計画からの変更が軽微と認められる項目については精緻な把握・見直しを行わないこととしており、廃用損失額の算定にあたっては、整備の進捗状況に応じた完成年次を個々の施設毎に反映させることは行っていない。

これについては「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）の「3政策効果の把握に関する基本的な事項」に「政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする」とされていることに基づき、基礎資料の整理や関係団体への意見聴取など多岐に及ぶ再評価全体の作業量を勘案し運用しているものである。

なお、確認結果にあるとおり、再評価時の廃用損失額の算定において個々の施設の整備の進捗状況を細かに把握し反映したとしても、費用対効果分析結果に関して、作業にかかる時間・労力に見合うだけの差が生じないことは確認済みであり、当省としては現行の廃用損失額の算定手法は、事業の方向性について迅速に判断することを目的としている再評価においては妥当と考えている。

**事例 2 - 1 国営かんがい排水事業（岩木川左岸地区（青森県））〔農林水産省公共事業再評価〕**

主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃用損失額の算定に当たり、事業計画策定時に個々の施設の完成年次が明確でないことを理由に、事業完了予定年次をもって廃用損失額を算定した場合において、再評価時にも個々の施設の整備の進ちよく状況を反映させた見直しを行わないとすると、結果として廃用損失額が過小に算定されることとなることから、再評価時には個々の施設の整備の進ちよく状況を適切に反映させて廃用損失額を算定すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業については、指摘を踏まえ、個々の施設の整備の進ちよく状況を反映し、施設ごとに完成年次を設定して廃用損失額を算定した場合、費用便益比は再評価時点の 1.23 から下がるものの、1 を超えていることが確認された。</li> </ul>
<p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>今後、同様の状況が生じ得る事業については、費用便益比に与える影響を勘案し、必要な確認を行うことが求められる。</p> <p>&lt;農林水産省の見解&gt;</p> <p>再評価時の効果算定においては、事業計画策定時に比べ分析に係るコストと時間が限られることから、費用対効果の算定に際して、基礎となる要因について現行事業計画からの変更が軽微と認められる項目については精緻な把握・見直しを行わないこととしており、廃用損失額の算定にあたっては、整備の進捗状況に応じた完成年次を個々の施設毎に反映させることは行っていない。</p> <p>これについては「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）の「3 政策効果の把握に関する基本的な事項」に「政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする」とされていることに基づき、基礎資料の整理や関係団体への意見聴取など多岐に及ぶ再評価全体の作業量を勘案し運用しているものである。</p> <p>なお、確認結果にあるとおり、再評価時の廃用損失額の算定において個々の施設の整備の進捗状況を細かに把握し反映したとしても、費用対効果分析結果に関して、作業にかかる時間・労力に見合うだけの差が生じないことは確認済みであり、当省としては現行の廃用損失額の算定手法は、事業の方向性について迅速に判断することを目的としている再評価においては妥当と考えている。</p>	

(2) 便益算定に用いられているデータ等の活用状況に疑義があるもの

**事例 2-2 国営かんがい排水事業（岩木川左岸地区（青森県））〔農林水産省公共事業再評価〕**

主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の作物生産効果の算定に用いられている作物別計画作付面積について、現状のデータからみて、当該地区における最近の営農の動向を反映していないのではないかと疑問がある。</li> </ul> <p>再評価時においては、最近の作物別計画作付面積の動向を適切に把握し、これを踏まえて評価を行うべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再評価時において、作物生産効果の算定に当たり、作物別計画作付面積の現状を正確に把握することは、営農計画を再策定するのと同程度のコストと時間を要する手続が必要となる。このため、関係市町等に対するヒアリングを通じて、本地区における最近の営農の動向の把握に努めた上で、受益面積や稲作転換等の変動分を現行事業計画の作物別面積割合をベースに按分することにより、現行事業計画策定時からの諸情勢の変化を可能な限り反映させていることが確認された。</li> </ul>
<p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>今後、再評価に当たっては、営農の動向を適切に把握するため、関連する現状のデータ等を参考にしつつ、ヒアリングを行い、その透明性を高めることが求められる。</p> <p>&lt;農林水産省の見解&gt;</p> <p>再評価時における作物生産効果の算定手法については、当省としては、営農に著しい変化がない限り、引き続き現状どおりの評価手法で問題ないものと考えているものであり、疑義があるのであれば、引き続き両省間での十分な議論が必要であると考えている。</p>	

## 2 今回の点検結果

### 事例1 「国営かんがい排水事業（鳴瀬川地区（宮城県））」

#### 総務省から農林水産省への照会

##### 【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 本事業は、宮城県北西部の鳴瀬川両岸の大崎市ほか1市5町にまたがる鳴瀬川地区において、ダムを築造して不足水量を確保し、頭首工及び用水路の新設・改修により用水系統の再編を行うとともに、関連事業によりほ場整備等の基盤整備を実施し、大型機械の導入による省力化と複合経営の促進による農業経営の安定及び近代化を図るものとされています。

貴省の「公共事業の事業評価書（国営土地改良事業等の期中の評価）」（平成18年8月）によると、総便益(B)は179,259百万円、総事業費(C)は164,859百万円、費用便益比(B/C)は1.08となっています（総便益及び総事業費には関連事業を含む。）。

2 廃用損失額については、「〔改訂〕解説 土地改良の経済効果」（平成9年3月農林水産省構造改善局計画部監修）によると、土地改良事業を実施する場合、廃止する施設又は全面的な改修等を行う施設のうち耐用年数の尽きていない施設については、廃止及び改修によって損失が生じるため、この損失を廃用損失額（デッド・コスト）といい、マイナスの効果として取り扱うこととされており、本事業における廃用損失額は606,351千円となっています。

廃用損失額の算定の際に用いる、廃用する施設の年次（廃用時）は、実際に工事が実施され旧施設（廃用施設）に代替し得る新しい施設（更新施設）が完成する年次であるが、計画策定時においてこれを明確に規定できない場合は事業完了予定年次でもよいこととされています。

しかしながら、廃用損失額の算定に当たっては、事業計画策定時に個々の施設の完成年次が明確でないことを理由に、事業完了予定年次をもって廃用損失額を算定した場合において、再評価時にも個々の施設の整備の進捗よく状況を反映させた見直しを行わないとすると、実際に工事が実施され、本事業の完了前に更新施設が完成することにより、廃用される旧施設の残存価値は低く算定されたままであり、結果として廃用損失額が過小に算定されることとなります。

3 本事業における廃用損失額の算定に当たっては、旧施設の廃用時を事業完了予定年次である平成22年としています。一方、当省において、貴省が更新効果を算定する際に用いた各廃用施設の耐用年数と宮城県公表資料による更

新施設の完成年次を基に各廃用施設の廃用時までの使用年数を試算したところ、下表のとおり、廃用施設を代替する更新施設が完成した年次において当該廃用施設の耐用年数が尽きていないため、廃用損失額が過小に算定されていると思われる廃用施設が見受けられました。

表

廃用施設名	設置年 (昭和)	完成年 (平成)	耐用年数 (a) 年	廃用施設の 事業費(再評 価時)(b) 千円	廃用時までの 使用年数(c)		今後の使用可 能年数(d=a-c)		残存率 (e=d/c+d)		廃用損失額 (f=bxe)	
					提出 年	完成時 年	提出 年	完成時 年	提出	完成時	提出 千円	完成時 千円
上川原堰	42	20	50	981,811	43	41	7	9	0.14	0.18	137,454	176,726
館前堰	35	17	50	2,480,640	50	45	0	5	0.00	0.10	0	248,064
鈴根五郎堰	61	13	30	12,808	24	15	6	15	0.20	0.50	2,562	6,404
卯左門用水路	55	13	30	9,162	30	21	10	9	0.25	0.30	2,291	2,749
計	-	-	-	3,484,421	-	-	-	-	-	-	142,306	433,943

- (注) 1 「完成年」とは、更新施設が完成する年次のことであり、宮城県公表資料を基に数値を入力した。  
 2 「耐用年数」欄には、農林水産省が更新効果を算定する際に用いた各廃用施設の耐用年数(同省提出資料による。)を入力した。  
 3 「提出」欄には農林水産省提出資料に記載されている数値を、「完成時」欄には廃用時を更新施設が完成した年次とした場合の数値をそれぞれ入力した。

## 【事実関係の照会】

(問)

再評価時に個々の施設の整備の進ちよく状況を反映させずに廃用損失額を算定する場合においては、結果として廃用損失額が過小に算定されることとなることから、適正な評価を行う観点からも、再評価時には個々の施設の整備の進ちよく状況を適切に反映させて廃用損失額を算定すべきと思われませんが、貴省の見解をお示しください。

## 農林水産省から総務省への回答

(問の回答)

再評価時の効果算定においては、事業計画策定時に比べ分析に係るコストと時間が限られることから、費用対効果の算定に際して、基礎となる要因について現行事業計画からの変更が軽微と認められる項目については精緻な把握・見直しを行わないこととしており、廃用損失額の算定にあたっては、整備の進捗状況に応じた完成年次を個々の施設毎に反映させることは行っていません。

これについては「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定)の「3 政策効果の把握に関する基本的な事項」に「政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする」とされていることに基づき、基礎資料の整理や関

係団体への意見聴取など多岐に及ぶ再評価全体の作業量を勘案し運用しているものです。

なお、本事業については、貴省の指摘を踏まえ、再評価時の廃用損失額の算定において個々の施設の整備の進捗状況を細かに把握し反映したとしても、以下に示すとおり、B/Cへの影響はわずかで、これにより1を切ることは想定されず、作業にかかる時間・労力に見合うだけの差が生じないことを確認しています。

このことから、当省としては現行の廃用損失額の算定手法は、事業の方向性について迅速に判断することを目的としている再評価においては妥当と考えています。

[個々の施設毎に整備の進捗を反映した場合の試算結果]

指摘対象の4施設について、施設毎の整備の進捗を反映した場合の廃用損失額は下表のとおりです。なお、貴省は宮城県公表資料を基に完成年を把握したとされていますが、その内容は事業主体である当省が把握している実際の施設毎の完成年次とは異なっており、正しくは表のとおりとなります（下線部分が貴省照会内容との相違点）。

表

廃用施設名	設置年 (昭和)	完成年 (平成)	耐用年数 (a) 年	廃用施設の 事業費(再評 価時)(b) 千円	廃用時までの 使用年数(c)		今後の使用可 能年数(d=a-c)		残存率 (e=d/c+d)		廃用損失額 (f=bxe)	
					提出年	完成時 年	提出年	完成時 年	提出	完成時	提出 千円	完成時 千円
上川原堰	42	<u>21</u>	50	981,811	43	<u>42</u>	7	8	0.14	<u>0.16</u>	137,454	<u>157,090</u>
舘前堰	35	17	50	2,480,640	50	45	0	5	0.00	0.10	0	248,064
鈴根五郎堰	61	<u>15</u>	30	12,808	24	<u>17</u>	6	<u>13</u>	0.20	<u>0.43</u>	2,562	<u>5,507</u>
卯左エ門用水路	55	<u>14</u>	30	9,162	30	<u>22</u>	10	8	0.25	<u>0.27</u>	2,291	<u>2,474</u>
計	—	—	—	3,484,421	—	—	—	—	—	—	142,306	<u>413,135</u>

(注)1 「提出」欄はH18年の再評価時に完成年を一律事業完了年度(H22年度)として整理した値である。

2 「完成時」欄は個々の施設の整備の進捗状況を反映した場合として今回整理した値である。

3 「卯左エ門用水路」については再評価時の廃用損失額の算定において耐用年数を40年として算定していたが、正しくは30年であり今回訂正。

上記の4施設についての確認結果をもとに、廃用損失額の算定において施設毎に整備の進捗状況を反映した場合におけるB/Cへの影響を試算すると次のとおりとなります。

①	4施設の完成年次を一律事業完了年度とした場合の廃用損失額の合計	142,307千円
②	4施設の施設毎の完成年度を反映した場合の廃用損失額の合計	413,135千円
③	①と②の差	270,828千円
④	4施設の償却資産額の合計	3,484,421千円
⑤	全廃用施設(582施設)の償却資産額の合計	33,910,261千円
⑥	③の全体換算(③×⑤/④) …施設毎の進捗を考慮した場合の廃用損失額の増分(試算値)	2,635,688千円
⑦	本事業の総事業費(H18年度再評価時点、関連事業を含む)	164,859,016千円
⑧	本事業のB/C(H18年度再評価時点、関連事業を含む)	1.08
⑨	B/Cへの影響(試算値)(⑥÷⑦)	0.016
⑩	施設毎の進捗状況を反映した場合のB/C(試算値)	1.064

(参考)

$B/C = \text{妥当投資額} / \text{総事業費}$

$$\text{妥当投資額} = \frac{\text{年総効果額}}{\text{還元率} \times (1 + \text{建設利息率})} - \text{廃用損失額}$$

### 結果及び総務省の対応方針

本事業の廃用損失額の算定に当たっては、総務省の指摘を踏まえ、農林水産省において、個々の施設の整備の進ちよく状況を反映し、施設ごとに完成年次を設定して廃用損失額を算定した場合、費用便益比は再評価時点の1.08から下がるものの、1を超えていることが確認された。

今後、同様の状況が生じ得る事業については、費用便益比に与える影響を勘案し、必要な確認を行うことを求めていく。

## 事例2 「国営かんがい排水事業（岩木川左岸地区（青森県））」

### 総務省から農林水産省への照会

#### 【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 本事業は、青森県西部の岩木川左岸の弘前市ほか2市1町にまたがる岩木川左岸地区において、関連事業により建設される津軽ダムに水源を依存することにより不足水量を確保し、頭首工、揚水機及び用水路等の改修を行い、用水の安定供給を図るとともに、排水機及び排水路の新設・改修を行い、水田の高度利用等を促進し、地域農業の生産性の向上と農業経営の安定を図るものとされています。

貴省の「公共事業の事業評価書（国営土地改良事業等の期中の評価）」（平成18年8月。以下「評価書」という。）によると、総便益（B）は123,538百万円、総事業費（C）は100,422百万円、費用便益比（B/C）は1.23となっています（総便益及び総事業費には関連事業を含む。）。

（廃用損失額）

2 廃用損失額については、「〔改訂〕解説 土地改良の経済効果」（平成9年3月農林水産省構造改善局計画部監修。以下「マニュアル」という。）によると、土地改良事業を実施する場合、廃止する施設又は全面的な改修等を行う施設のうち耐用年数の尽きていない施設については、廃止及び改修によって損失が生じるため、この損失を廃用損失額（デッド・コスト）といい、マイナスの効果として取り扱うこととされており、本事業における廃用損失額は1,316,094千円となっています。

廃用損失額の算定の際に用いる、廃用する施設の年次（廃用時）は、実際に工事が実施され旧施設（廃用施設）に代替し得る新しい施設（更新施設）が完成する年次であるが、計画策定時においてこれを明確に規定できない場合は事業完了予定年次でもよいこととされています。

しかしながら、廃用損失額の算定に当たっては、事業計画策定時に個々の施設の完成年次が明確でないことを理由に、事業完了予定年次をもって廃用損失額を算定した場合において、再評価時にも個々の施設の整備の進捗よく状況を反映させた見直しを行わないとすると、実際に工事が実施され、本事業の完了前に更新施設が完成することにより、廃用される旧施設の残存価値は低く算定されたままであり、結果として廃用損失額が過小に算定されることとなります。

3 本事業における廃用損失額の算定に当たっては、旧施設の廃用時を事業完了予定年次である平成24年としています。一方、当省において、貴省が更新

効果を算定する際に用いた各廃用施設の耐用年数と東北農政局津軽農業水利事務所・小田川農業水利事業建設所公表資料（以下「小田川建設所公表資料」という。）による更新施設の完成年次を基に各廃用施設の廃用時までの使用年数を試算したところ、表1のとおり、廃用施設を代替する更新施設が完成した年次において当該廃用施設の耐用年数が尽きていないため、廃用損失額が過小に算定されていると思われる廃用施設が見受けられました。

表1

廃用施設名	設置年 (昭和)	完成年 (平成)	耐用年数 (a)	廃用施設の 事業費(再評価時) (b) 千円	廃用時までの 使用年数(c)		今後の使用可能 年数(d=a-c)		残存率 (e=d/c+d)		廃用損失額 (f-bxe)	
					提出年	完成時年	提出年	完成時年	提出	完成時	提出 千円	完成時 千円
廻堰大溜池堤体	35	14	80	154,713	52	42	28	38	0.35	0.48	54,150	74,262
東保導水幹線用水路	45	18	40	2,423,049	42	36	0	4	0.00	0.10	0	242,305
承水路	47-53	14	40	1,620,107	40	30	0	10	0.00	0.25	0	405,027
出精川排水路	54	19	40	2,100,793	33	28	0	12	0.00	0.30	0	630,238
古田川排水路	53	19	40	1,834,321	34	29	0	11	0.00	0.28	0	513,610
中ノ川排水路	48	11	40	1,314,230	39	26	0	14	0.00	0.35	0	459,981
妙堂川排水路	53	19	40	1,376,988	34	29	0	11	0.00	0.28	0	385,557
平野排水路	50	18	40	278,427	37	31	0	9	0.00	0.23	0	64,038
生田排水路	50	19	40	808,876	37	32	0	8	0.00	0.20	0	161,775
弓袋排水路	54	18	40	839,606	33	27	0	13	0.00	0.33	0	277,070
計	-	-	-	12,751,110	-	-	-	-	-	-	54,150	3,213,863

(注) 1 「完成年」とは、更新施設が完成する年次であり、小田川建設所公表資料を基に数値を入力した。  
 2 「耐用年数」欄には、農林水産省が更新効果を算定する際に用いた各廃用施設の耐用年数（同省提出資料による。）を入力した。  
 3 「提出」欄には農林水産省提出資料に記載されている数値を、「完成時」欄には廃用時を更新施設が完成する年次とした場合の数値をそれぞれ記載した。

#### (作物生産効果)

4 作物生産効果については、マニュアルによると、事業実施前（以下「現況」という。）の土地、水利条件、作物生産と事業実施後（以下「計画」という。）の土地、水利条件及び小土地利用、営農計画に基づく作付計画との対比によって、作物生産の量的増減を年効果額として算定することとされており、本事業における作物生産効果の年総効果額は2,372,872千円となっています。

現況作付面積の算定は、市町村別の事業着手前の直近5か年の作物別作付面積等を参考にしながら現地調査を行い、地目別、地帯別に作物別作付面積を算定することとされています。また、計画作付面積の算定については、当該地区の計画における、自然立地条件、社会経済条件、営農技術水準、受益農家の意向、農産物の需給動向、行政施策等を踏まえて作成した土地利用計画及び営農計画に基づいて算定することとされています。

そして、本事業の再評価に当たって、現況及び計画作付面積は、表2のとおり算定されています。

5 評価書によると、現計画の営農計画の基礎となる関係市町の農業振興計画

等については、農業情勢の変化に対応するため、一部見直されているが、水稲を中心とした麦・大豆による土地利用型の複合経営の確立を推進するほか、担い手への農地の利用集積を進め、労働生産性の向上や低コスト化を図ることとしており、大きな変化は認められないとされ、また、関係市町の地域水田農業ビジョン（平成22年度を目標として、本事業の開始後に当該地区を含む関係市町において策定。）においても、同様の振興方策が位置付けられているとされています。

一方、貴省提出資料における現況及び計画作付面積と「平成18年度東北農政局国営事業再評価第三者委員会（第2回）提出資料」（以下「第三者委員会資料」という。）に記載されている農産物等の動向（関係市町の再評価の直近5か年の平均（平成12年～平成16年）作付面積）及び「地域水田農業ビジョン」における目標年度の作物別生産目標を比較すると、表2のとおり、にんにく、ばれいしょ及び未成熟とうもろこしなど一部の作物について、当該地区を含む関係市町の農産物等の動向が本事業の計画作付面積と大きく異なるとともに地域水田農業ビジョンの生産目標が本事業の計画作付面積を大幅に下回るものとなっています。

このため、本事業の作物生産効果の算定に用いられている作物別計画作付面積について、当該地区における最近の営農の動向を反映していないのではないかとの疑問があります。

表2

作物名	現況作付面積 (ha)	計画作付面積 (ha)	関係市町における再評価の直近5か年の平均(H12～H16)作付面積 (ha)	地域水田農業ビジョンにおける関係市町の平成22年度の生産目標 (ha)
水稲	7,546.2	6,608.0	16,837	15,347
小麦	810.9	1,571.8	1,516	2,427
大豆	241.1	145.9	1,323	1,593
トマト		168.5	99	115
未成熟とうもろこし		224.5	223	45
にんじん		56.2	36	
にんにく		370.5	41	11
メロン		359.3	772	407
ばれいしょ		336.8	184	25
さやえんどう		190.9	26	
なす		22.4	49	24
きく		33.7	6	
スタックス	208.2			50
そば	1,282.1		725	244
計	10,088.5	10,088.5		

(注) 農林水産省提出資料及び第三者委員会資料を基に当省で作成した。

## 【事実関係の照会】

(問1)

再評価時に個々の施設の整備の進ちよく状況を反映させずに廃用損失額を算定する場合においては、結果として廃用損失額が過小に算定されることとなることから、適正な評価を行う観点からも、再評価時には個々の施設の整備の進ちよく状況を適切に反映させて廃用損失額を算定すべきと思われませんが、貴省の見解をお示しください。

(問2)

本事業の作物生産効果の算定に用いられている作物別計画作付面積について、現状のデータからみて、当該地区における最近の営農の動向を反映していないのではないかと疑問があります。

適正な評価を行う観点から、再評価時には、最近の作物別計画作付面積の動向を適切に把握し、これを踏まえて評価を行うべきと思われませんが、貴省の見解をお示しください。

## 農林水産省から総務省への回答

(問1の回答)

再評価時の効果算定においては、事業計画策定時に比べ分析に係るコストと時間が限られることから、費用対効果の算定に際して、基礎となる要因について現行事業計画からの変更が軽微と認められる項目については精緻な把握・見直しを行わないこととしており、廃用損失額の算定にあたっては、整備の進捗状況に応じた完成年次を個々の施設毎に反映させることは行っていません。

これについては「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定)の「3 政策効果の把握に関する基本的な事項」に「政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする」とされていることに基づき、基礎資料の整理や関係団体への意見聴取など多岐に及ぶ再評価全体の作業量を勘案し運用しているものです。

なお、本事業については、貴省の指摘を踏まえ、再評価時の廃用損失額の算定において個々の施設の整備の進ちよく状況を細かに把握し反映したとしても、以下に示すとおり、B/Cへの影響はわずかで、これにより1を切ることは想定されず、作業にかかる時間・労力に見合うだけの差が生じないことを確認しています。

このことから、当省としては現行の廃用損失額の算定手法は、事業の方

向性について迅速に判断することを目的としている再評価においては妥当と  
考えています。

[個々の施設毎に整備の進捗を反映した場合の試算結果]

指摘対象の10施設について、施設毎の整備の進捗を反映した場合の廃用損  
失額は下表のとおりです。なお、東俣導水幹線用水路の完成年、および、排  
水路の耐用年数については、正しくは表のとおりとなります（下線部分が貴  
省照会内容との相違点）。

表

廃用施設名	設置年 (昭和)	完成年 (平成)	耐用年数 (a)	廃用施設の 事業費(再評 価時) (b) 千円	廃用時までの 使用年数 (c)		今後の使用可能 年数 (d=a-c)		残存率 (e=d/c+d)		廃用損失額 (f=b×e)	
					提出年	完成時 年	提出年	完成時 年	提出	完成時	提出 千円	完成時 千円
廻堰大溜池堤体	35	14	80	154,713	52	42	28	38	0.35	0.48	54,150	74,262
東俣導水幹線用水路	45	<u>23</u>	40	2,423,049	42	<u>41</u>	0	<u>0</u>	0.00	<u>0.00</u>	0	<u>0</u>
承水路	47-53	14	<u>30</u>	1,620,107	40	30	0	<u>0</u>	0.00	<u>0.00</u>	0	<u>0</u>
出精川排水路	54	19	<u>30</u>	2,100,793	33	28	0	<u>2</u>	0.00	<u>0.07</u>	0	<u>147,056</u>
古田川排水路	53	19	<u>30</u>	1,834,321	34	29	0	<u>1</u>	0.00	<u>0.03</u>	0	<u>55,030</u>
中ノ川排水路	48	11	<u>30</u>	1,314,230	39	26	0	<u>4</u>	0.00	<u>0.13</u>	0	<u>170,850</u>
妙堂川排水路	53	19	<u>30</u>	1,376,988	34	29	0	<u>1</u>	0.00	<u>0.03</u>	0	<u>41,310</u>
平野排水路	50	18	<u>30</u>	278,427	37	31	0	<u>0</u>	0.00	<u>0.00</u>	0	<u>0</u>
生田排水路	50	19	<u>30</u>	808,876	37	32	0	<u>0</u>	0.00	<u>0.00</u>	0	<u>0</u>
弓袋排水路	54	18	<u>30</u>	839,606	33	27	0	<u>3</u>	0.00	<u>0.10</u>	0	<u>83,961</u>
計	—	—	—	12,751,110	—	—	—	—	—	—	54,150	<u>572,469</u>

(注) 1 「提出」欄はH18年の再評価時に完成年を一律事業完了年度（H24年度）として整理した値である。

2 「完成時」欄は個々の施設の整備の進捗状況を反映した場合として今回整理した値である。

3 「東俣導水幹線用水路」については、一部未施工区間があり全線完成するのはH23年度の予定。

4 上表の「承水路」以下は鋼矢板構造の排水路であり耐用年数は30年。

上記の10施設についての確認結果をもとに、廃用損失額の算定において施  
設毎に整備の進捗状況を反映した場合におけるB/Cへの影響を試算すると  
次のとおりとなります。

①	10 施設の完成年次を一律事業完了年度とした場合の廃用損失額の合計	54,150 千円
②	10 施設の施設毎の完成年度を反映した場合の廃用損失額の合計	572,469 千円
③	①と②の差	518,319 千円
④	10 施設の償却資産額の合計	12,751,110 千円
⑤	全廃用施設 (58 施設) の償却資産額の合計	41,218,295 千円
⑥	③の全体換算 (③×⑤/④) …施設毎の進捗を考慮した場合の廃用損失額の増分 (試算値)	1,675,480 千円
⑦	本事業の総事業費 (H18 年度再評価時点、関連事業を含む)	100,422,000 千円
⑧	本事業のB/C (H18 年度再評価時点、関連事業を含む)	1.23
⑨	B/Cへの影響 (試算値) (⑥÷⑦)	0.017
⑩	施設毎の進捗状況を反映した場合のB/C (試算値)	1.213

(参考)

$B/C = \text{妥当投資額} / \text{総事業費}$

$$\text{妥当投資額} = \frac{\text{年総効果額}}{\text{還元率} \times (1 + \text{建設利息率})} - \text{廃用損失額}$$

(問2の回答)

土地改良事業計画における営農計画は、本事業の受益地における事業完了後の営農構想について、事業完了後に発現する効果を前提として、県や市町村の営農担当部局、JA、代表農家等の地域の関係者を含めた検討の場において策定するものであり、市町村全域を対象とし、国営事業等が実施され基盤整備条件が整った水田の他にも山間部等の未整備水田を含んで整理している地域水田農業ビジョン等とは対象地域、対象者、前提とする基盤整備条件が異なるものです。

再評価時において、作物生産効果の算定に当たり、作物別計画作付面積の現状を正確に把握することは、営農計画を再策定するのと同程度のコストと時間を要する手続が必要となります。このため、関係市町等に対するヒアリングを通じて、本地区における最近の営農の動向の把握に努めた上で、受益面積や稲作転換等の変動分を現行事業計画の作物別面積割合をベースに按分することにより、現行事業計画策定時からの諸情勢の変化を可能な限り反映させています。

貴省の指摘では、地域水田農業ビジョン等を引き合いにして「当該地区における最近の営農の動向を反映していないのではないかと」の疑問があるとされていますが、再評価の際に基とした現行事業計画上の営農計画とは一律に比較できる対象ではなく、比較の根拠およびその内容が明確ではありません。

このなかで、再評価時における作物生産効果の算定手法については、当省としては、営農に著しい変化がない限り、引き続き現状どおりの評価手法で問題ないものと考えているものであり、疑義があるのであれば、引き続き両省間での十分な議論が必要であると考えています。

### **結果及び総務省の対応方針**

#### (廃用損失額)

本事業の廃用損失額の算定に当たっては、総務省の指摘を踏まえ、農林水産省において、個々の施設の整備の進捗状況を反映し、施設ごとに完成年次を設定して廃用損失額を算定した場合、費用便益比は再評価時点の1.23から下がるものの、1を超えていることが確認された。

今後、同様の状況が生じ得る事業については、費用便益比に与える影響を勘案し、必要な確認を行うことを求めていく。

#### (作物生産効果)

再評価時において、作物生産効果の算定に当たり、作物別計画作付面積の現状を正確に把握することは、営農計画を再策定するのと同程度のコストと時間を要する手続が必要となるため、関係市町等に対するヒアリングを通じて、本地区における最近の営農の動向の把握に努めた上で、受益面積や稲作転換等の変動分を現行事業計画の作物別面積割合をベースに按分することにより、現行事業計画策定時からの諸情勢の変化を可能な限り反映させていることが確認された。

今後、再評価に当たっては、営農の動向を適切に把握するため、関連する現状のデータ等を参考にしつつ、ヒアリングを行い、その透明性を高めることを求めていく。

# 参考資料

## 事例1 国営かんがい排水事業（鳴瀬川地区（宮城県））〔農林水産省公共事業再評価〕

（東北農政局）

事業名	国営かんがい排水事業	地区名	なるせがわ 鳴瀬川
都道府県名	宮城県	関係市町村名	おおさき ひがしまつしま まつしま かみ 大崎市、東松島市、松島町、加美町、 しま しかま わくや みさと 色麻町、涌谷町、美里町
事業概要	<p>本地区は、宮城県北西部に位置し、大崎耕土の主要部を占める鳴瀬川両岸に展開した大崎市外1市5町にまたがる県内有数の穀倉地帯である。</p> <p>かんがい用水は、奥羽山脈の山々が連なる船形連峰を源とする鳴瀬川、田川及び小河川に依存しているが、いずれも河川の自流量が乏しいため、水路の堰上げによる反復利用、番水などによりかろうじて用水不足に対処しており、恒常的な水不足の状況にある。また、取水施設は小規模で老朽化し、水路は用排水路兼用が多く、加えて、ほ場区画の狭小により水田の高度利用や農業の生産性向上の障害要因となっている。</p> <p>このため、本事業では用水不足を解消するため、ダムを築造して不足水量を確保し、頭首工及び用水路の新設・改修により用水系統の再編を行うとともに、併せて関連事業によりほ場整備等の基盤整備を実施し、大型機械の導入による省力化と複合経営の促進による農業経営の安定及び近代化を図るものである。</p> <p>受益面積 9,870ha（水田9,870ha）</p> <p>主要工事計画 頭首工4箇所、貯水池1箇所、用水路34.5km</p> <p>国営総事業費 56,800百万円（平成18年度時点 75,080百万円）</p> <p>工期 平成3年度～平成20年度予定</p>		
事業評価	<p>【事業の進捗状況】</p> <p>本地区は、平成3年度に鳴瀬川（一期）事業に着手し、これまでに二ツ石ダム、桑折江頭首工及び鳴瀬川下流頭首工の工事を実施してきたとともに、平成7年度からは、鳴瀬川（二期）事業に着手し、館前頭首工及び幹線用水路（6路線）の工事を進めてきたところである。工期延長が見込まれるものの、平成17年度までの事業進捗率は約91.9%（一期91%、二期96%）の状況である。</p> <p>【関連事業の進捗状況】</p> <p>県営かんがい排水事業11地区、県営ほ場整備事業33地区が本事業の関連事業に位置付けられており、概ね計画的な進捗が図られている。</p> <p>【社会経済情勢の変化】</p> <p>社会情勢の変化</p> <p>本地域は、鳴瀬川沿いに形成された大崎耕土と呼ばれる広大な沖積平野からなる水田地帯であり、「ササニシキ」、「ひとめぼれ」といったブランド米としての産地が形成されている。</p> <p>地域の交通は、東北新幹線、JR陸羽東線、東北自動車道及び国道4号が南北に走り、国道47号、108号、347号、457号などがクロスしていることから都市の利便性と農村の快適性を併せ持っている。</p> <p>本地域における平成12年度の産業別就業人口は、平成2年度に比べ、第一次産業は減少傾向、第二次、第三次産業は、増加傾向にある。</p> <p>地域経済の動向（平成12年度から平成16年度）を見ると、農業粗生産額、商品販売額は、漸減傾向、製造品出荷額は、漸増傾向にある。</p> <p>農業情勢の変化</p> <p>本地域における平成12年度の農業就業人口は、平成2年度に比べ、減少傾向にあるものの、産業別就業人口に対する農業就業人口の割合は11%を占め、県平均の5%に比べ高い水準にある。農業粗生産額は、近年、500億円台を推移し、そのうち米の割合は53%と県平均の48%に比べ高い。</p> <p>農業経営の面では、大区画化ほ場整備に伴い、経営耕地面積規模は平成7年から平成17年を見ると5ha以上の農家が703戸から950戸（うち10ha以上の農家が13戸から165戸）と増加しており、規模拡大が進展している。</p> <p>また、大豆、麦等の集団転作等の組織的取り組みがみられる。</p> <p>このように本地域は、県内有数の穀倉地帯として食料供給基地の役割を担っており、</p>		



植栽し、平坦部はヤマハンノキなどを植栽する。

#### 頭首工

現状で魚の遡上が困難となっていたことから、現況河川に生息する多様な魚類が遡上可能となるよう専門家の助言を受け魚道を設置している。

#### 用水路

伝統行事のある集落の区間は、地域住民に親しまれるよう周辺景観に配慮し石垣模様の水路を整備するとともに植栽スペースを確保している(南郷1号幹線)。また、安全施設については周辺景観に調和した形・色彩を採用している。

#### 【事業コスト縮減等の可能性】

本地区においては、次のような事業費のコスト縮減に取り組んでいる。

ダム敷地内の伐採で大量に発生する雑木を産廃処分とせず現地で堆肥化し、原石山跡地の法面緑化の基盤材として再利用している。

館前頭首工については、ほ場整備事業と田面計画高さの調整を行い、頭首工の計画取水位を下げたことから、本体工の小規模化、護床範囲の縮小化によりコストの縮減が図られた。

用水路の改修は、既設水路の取壊しを行い、その後に新設水路を設置することとしていたが、上川原幹線用水路の住宅密集地での改修には、家屋が近接しているため、鋼製矢板による仮設土留工等の対策が必要となった。このため、既設水路を活用し水路内にFRPM板(強化プラスチック)を貼りつける水路更生工法を採用することにより、仮設費及び家屋に対する補償費のコスト縮減が図られた。

#### 【関係団体の意向】

宮城県、関係市町及び関係土地改良区は、生産性の高い稲作と収益性の高い複合経営を確立し、地域の農業・農村の発展を図るためには、本事業による農業用水の安定的な確保が不可欠としており、より一層のコスト縮減に努めながら、事業が早期に完了し、効果が発現されることを期待している。

#### 【評価項目のまとめ】

本地域は、県内有数の穀倉地帯として食料供給基地の役割を担っており、担い手農家への農地利用集積による経営規模の拡大や、大豆・麦等の集団転作への組織的取り組みも見られ、農業は地域の基幹的な産業として重要な位置を占めている。

しかしながら、恒常的な水不足、取水施設の老朽化やほ場区画の狭小等が、水田の高度利用や担い手を中心とした地域農業の再編の阻害要因となっている。

このため、本事業により二ツ石ダムを築造して農業用水を確保し、頭首工及び用水路の新設、改修を通じて用水の安定供給を行うとともに、関連事業により末端用水施設の整備及びほ場整備を実施し、農業の生産性向上と農業経営の安定を図るものである。

本地区については、これまでコスト縮減や環境への配慮に努めながら工事を進めてきたところであり、平成17年度までの事業進捗率は約92%である。

また、関係団体も地域の農業・農村発展を図るためには、本事業による農業用水の確保が不可欠としており、事業の早期完了を期待している。

これらのことから、本地区においては、今後もコスト縮減や景観・生態系等の環境への配慮に努めつつ、事業効果の早期発現に向け、関連事業及び関係団体と連携を図りながら着実に事業を実施していく必要がある。

なお、主要工事及び事業費の見直しにより、事業計画の変更が必要となっていることから、今年度、土地改良法に基づく計画変更手続きを行うこととしている。

**【第三者委員会の意見】**

本地域は、宮城県内有数の穀倉地帯として食料供給基地の役割を担っており、農業は地域の基幹的な産業として重要な位置を占めている。

しかしながら、水源である河川の自流量が乏しく、恒常的な水不足の状況にあることから、水路の堰上げによる反復利用、番水などによりかろうじて用水不足に対処している。

このため、二ツ石ダム の築造及び頭首工、用水路の新設、改修により農業用水の安定供給を図る本事業は、地域の農業生産性の向上と農業経営の安定のために必要である。

これまでの間、ほ場整備事業等の関連事業の進捗が図られたことなどにより、担い手農家の経営規模の拡大や、大区画ほ場のスケールメリットを活かした大豆・麦等による土地利用型複合経営組織が設立されるなど、事業効果が着実に発現していると認められる。

また、本事業については、農業経営の安定に関する効果等の他、効果算定の中には考慮されていないが、景観等の周辺環境に配慮した施設を設置することで、水路等の周辺環境が保全・創造される水辺環境整備効果や雇用等の面での地域経済への波及効果なども見受けられる。

なお、ダム建設工事費等の増嵩について十分な説明責任を果たすように努めながら、事業計画の見直しについて所要の手続きを速やかに進めるとともに、今後とも、環境との調和への配慮及びコスト縮減に努めつつ、事業効果の早期発現に向け、関連事業及び関係団体と連携を図りながら着実に事業を進められたい。

**【事業の実施方針】**

事業計画の変更手続きを速やかに進めるとともに、コスト縮減や環境との調和への配慮に努めつつ、事業効果の早期発現に向け、関連事業及び関係団体と連携を図りながら着実に事業を実施する。

事例2 国営かんがい排水事業（岩木川左岸地区（青森県））〔農林水産省公共事業再評価〕

（東北農政局）

事業名	国営かんがい排水事業	地区名	いわきがわさがん 岩木川左岸
都道府県名	青森県	関係市町村名	ひろさきし 弘前市、 ごしょがわらし 五所川原市、 つがる市、 つるたまち 鶴田町
概要	<p>本地区は、岩木川の左岸地域に位置し、弘前市外2市1町にまたがる県内有数の穀倉地帯である。</p> <p>かんがい用水は、岩木川とその支流である後長根川、旧大蜂川、山田川及びため池等に依存しているが、営農形態の変化及び流域開発に伴う流出形態の変化等により、恒常的な水不足を生じている。</p> <p>また、本地区の受益の約66%を占める6,970haの水田は、標高0.3m～10mの低位部に位置し、降雨時にたびたび湛水を生じている。</p> <p>加えて、農業用排水施設は昭和30年代から50年代の間に造成（国営西津軽農業水利事業）されたもので、冬期間の積雪や日本海からの偏西風といった厳しい自然条件もあり、老朽化が進んでいる。</p> <p>このため、本事業及び関連事業により、津軽ダム（特定多目的ダム）に水源を依存して不足水量を確保し、頭首工、揚水機及び用水路等の改修を行い、用水の安定供給を図るとともに、排水機及び排水路の新設・改修を行い、水田の高度利用等を促進し、地域農業の生産性の向上と農業経営の安定を図る</p> <p>受益面積 10,530ha（水田10,530ha）</p> <p>主要工事計画 頭首工1箇所、貯水池1箇所、揚水機2箇所、用水路57km 揚排水機5箇所、排水路43km</p> <p>国営総事業費 65,000百万円（平成18年度時点 63,080百万円）</p> <p>工期 平成8年度～平成27年度予定 （平成8年度～平成24年度 工事期間） （平成25年度～平成27年度 施設機能監視期間）</p>		
評価項目	<p>【事業の進捗状況】</p> <p>本地区は、平成8年度に排水改良を主体とする岩木川左岸（一期）事業に着手し、これまでに排水路5路線、揚排水機場、廻堰大溜池の進捗を図るとともに、平成14年度からは用水改良を主体とする岩木川左岸（二期）事業に着手し、用水路4路線の工事を実施してきたところであり、平成17年度までの事業進捗率は48%（一期79%、二期22%）であり、事業完了に向け順調に進捗している。</p>		
	<p>【関連事業の進捗状況】</p> <p>県営かんがい排水事業1地区、県営ほ場整備事業1地区、特定多目的ダム津軽ダム建設事業が関連事業に位置付けられており、概ね計画的な進捗が図られている。</p>		
	<p>【社会経済情勢の変化】</p> <p>社会情勢の変化</p> <p>本地域は、青森県の西部白神山地を源流とする岩木川の左岸地域に拓けた県内有数の水田地帯であり、「つがるロマン」、「ゆめあかり」といった青森米の産地が形成されている。</p> <p>地域の交通は国道101号線と主要地方道により道路条件は既に整備されており、一部地域において新たな道路が整備されつつある。</p> <p>地域における平成12年の産業別就業人口は、平成7年に比べ第一次産業は減少し、第二次産業、第三次産業は増加している。</p> <p>平成16年における地域経済の動向を見ると、平成7年に比べ農業粗生産額と商品販売額は減少し、製造品出荷額は増加している。</p> <p>農業情勢の変化</p> <p>本地域における農業就業人口は、平成12年で2万9千人と平成7年に対し15%減少しているものの、産業別就業人口に対する割合は20%を占め、県平均の12%に比べ高くなっている。</p>		

	<p>農業粗生産額は平成16年で69,140百万円であり、そのうち米の割合が28%と県平均の20%に比べ高くなっている。</p> <p>農業経営の面では、一戸当たりの平均経営耕地面積が平成17年で2.3haと平成7年の1.4倍に、経営規模5.0ha以上の農家数も平成17年で1,088戸と平成7年の1.3倍になっており、規模拡大が徐々に進んでいる。</p> <p>また、水稻と大豆や野菜などを組み合わせた複合経営が定着しつつある。</p> <p>このように本地域は、県内有数の穀倉地帯として食料供給基地の役割を担っており、農業は基幹産業として重要な位置を占めている。</p> <p>このことから、今後、本事業の推進により地域農業の持続的な発展が見込まれる。</p>
<p>評</p>	<p><b>【事業計画の重要な部分の変更の必要性の有無】</b></p> <p>平成18年度時点における事業計画上の重要な部分の変化は以下のとおりであり、事業計画の変更の必要性は生じていない。</p> <p>受益面積 農地転用により、現計画に比べ1.2%（122ha）減少している。</p> <p>主要工事計画 主要工事計画については、変更の必要性は生じていない。</p> <p>事業費 平成18年度時点における事業費は、現計画65,000百万円から物価変動により1,920百万円減となり、63,080百万円となっている。</p>
<p>価 項 目</p>	<p><b>【費用対効果分析の基礎となる要因の変化】</b></p> <p>本地区では、用排水改良、老朽化施設の改修による農業用水の安定供給及び関連事業であるほ場整備事業によるほ場条件の改善により、作物生産量が増加する作物生産効果、営農経費が節減される効果並びに施設の維持管理費が軽減される効果を主な効果として見込んでいる。</p> <p>農作物の作付面積は、大豆・小麦は増加傾向にある。また、農産物価格は、ほぼ横ばいで推移している。単位面積当たりの収量については、全体としてはほぼ横ばいで推移しているが、高品質化への転換が図られる中で、小麦など減少傾向にある作物も見られる。</p> <p>現計画の営農計画の基礎となる関係市町の農業振興計画等については、農業情勢の変化に対応するため、一部見直されているが、水稻を中心とした麦・大豆による土地利用型の複合経営の確立を推進するほか、担い手への農地の利用集積を進め、労働生産性の向上や低コスト化を図ることとしており、大きな変化は認められない。</p> <p>また、関係市町の地域水田農業ビジョンにおいても同様の振興方策が位置づけられている。</p> <p>このように、事業効果の基礎となる要因に大きな変化はなく、本地区が目指す営農方向に沿って農業振興が着実に進められており、本事業による効果は期待できるものと考えられる。</p> <p>なお、費用対効果分析の結果は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総便益（B） 123,538 百万円</li> <li>・総事業費（C） 100,422 百万円</li> <li>・費用便益費（B / C） 1.23</li> </ul> <p>注）総便益、総事業費には関連事業を含む。</p>
	<p><b>【環境との調和への配慮】</b></p> <p>工事の実施にあたっては、関係市町が策定している田園環境整備マスタープランと整合を図りつつ、学識経験者及び関係市町、改良区で組織する「岩木川左岸地区環境配慮施設検討委員会」の助言により、環境・景観との調和に配慮しながら、以下の整備を実施することとしている。</p> <p>岩木川統合頭首工 大型魚、底生魚等多様な魚種の遡上、降下に配慮した魚道を整備する。 また、迷入対策として誘導設備を設置する。</p>

<p>評 価 項 目</p>	<p>用水路 落差工は、騒音の減少と魚の移動に配慮して緩傾斜型式とする。(左岸幹線用水路) 希少種が生息する場所では、産卵期に配慮した工事工期を設定し、産卵場所を避けて工事を行い、また生息環境を保全するためのワンド(池状の入り江等)を設置する。(土淵堰用水路) ポプラ並木など周辺集落と良好な景観を形成している区間では、地域住民の意見を参考に、景観に配慮した整備を行う。(土淵堰用水路) 排水路 多様な魚種の生息が確認されていることから、休息・産卵場所の確保に配慮し、合流部区間は多自然型護岸工とし、河床にはベンチフリュームを設置する。 その他 転落防止柵は、周辺集落や田園風景と調和した色彩、素材を採用する。</p>
	<p>【事業コスト縮減等の可能性】 撤去した既設コンクリート構造物は、現場で破砕し、路盤材として再利用しており、また、仮締切材や排水路に広幅鋼矢板を導入するなどコスト縮減を図ってきている。</p>
	<p>【関係団体の意向】 青森県、関係市町及び関係土地改良区は、地域農業の生産性の向上と農業経営の安定を図るためには、かんがい用水の確保と農業用排水施設の更新が不可欠としており、今後ともコスト縮減による総事業費の抑制に努めながら計画的に事業を推進し、本事業が早期に完了することを期待している。</p>
	<p>【評価項目のまとめ】 本地域は、県内有数の穀倉地帯として食料供給基地の役割を担っており、担い手農家への農地の利用集積による経営規模の拡大が徐々に進み、水稻と大豆や野菜などを組み合わせた複合経営が定着しつつあり、農業は地域の基幹的な産業として重要な位置を占めている。 しかしながら、かんがい用水は恒常的に不足し、また、低位部に位置する地形上の特徴から水田の大半は、降雨時にはたびたび湛水被害に見舞われている。更に、冬期間の積雪等の厳しい自然条件により農業用排水施設の老朽化が進んでいる状況である。これらのことが、水田の高度利用や担い手を中心とした地域農業の再編の阻害要因となっている。 このため、本事業及び関連事業により、津軽ダム(特定多目的ダム)に不足水量を依存してかんがい用水を確保し、頭首工、揚水機及び用水路等の改修を行い、用水の安定供給と農業用排水施設の機能を確保するとともに、排水機及び排水路の新設・改修を行い、水田の高度利用等を促進し、もって地域農業の生産性の向上と農業経営の安定を図るものである。 本地区については、これまでコスト縮減や環境への配慮に努めながら工事を進めてきたところであり、平成17年度までの事業進捗率は約48%と、事業完了に向け順調に進捗している。 また、関係団体も地域農業の生産性の向上と農業経営の安定のためには、かんがい用水の確保と農業用排水施設の更新が不可欠としており、本事業の早期完了を期待している。 これらのことから、本地区においては、今後もコスト縮減や景観・生態系等の環境への配慮に努めつつ、事業効果の早期発現に向け、関連事業及び関係団体と連携を図りながら着実に事業を実施していく必要がある。</p>

**【第三者委員会の意見】**

本地域は、青森県内有数の穀倉地帯として食料供給基地の役割を担っており、農業は地域の基幹的な産業として重要な位置を占めている。

しかしながら、冬期間の積雪等の厳しい自然条件により農業用排水施設の老朽化が進行しているとともに、かんがい用水の恒常的な不足や降雨時の湛水被害に苦しんでいる状況である。

このため、用排水路、揚排水機等の新設・改修により農業用水の安定供給と水田の高度利用の促進を図る本事業は、地域の農業生産性の向上と農業経営の安定のために必要である。

これまでの間、排水改良を主体とする一期事業の進捗が図られたことなどにより、担い手農家の経営規模の拡大や、大規模大豆生産組合が設立されるなど、事業効果が着実に発現していると認められる。

また、本事業については、農業経営の安定に関する効果等の他、効果算定の中には考慮されていないが、景観等の周辺環境に配慮した施設を設置することで、水路等の周辺環境が保全・創造される水辺環境整備効果や雇用等の面での地域経済への波及効果なども見受けられる。

今後とも、環境との調和への配慮及びコスト縮減に努めつつ、事業効果の早期発現に向け、関連事業及び関係団体と連携を図りながら着実に事業を進められたい。

**【事業の実施方針】**

コスト縮減や環境との調和への配慮に努めつつ、事業効果の早期発現に向け、関連事業及び関係団体と連携を図りながら着実に事業を実施する。